

世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方【概要版】

第1章 特別支援教育施策をめぐる国、東京都、世田谷区の動向

1 国の動向

- 平成23年 障害者基本法改正
- 平成24年 中教審特別委員会報告
- 平成25年 障害者差別解消法制定（28年施行）
- 平成26年 障害者権利条約批准

ポイント

- ・障害の有無に関わらず共に学ぶことの追求
- ・障害のある児童・生徒への合理的配慮

2 東京都の動向

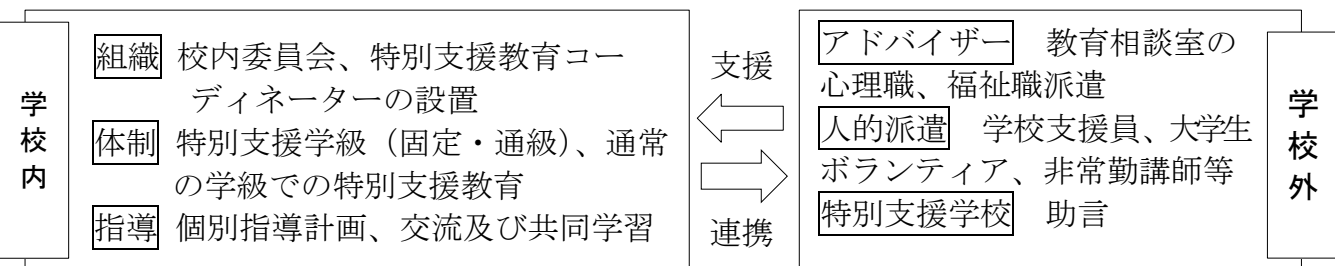
- 平成24年 小学校「特別支援教室」（情緒障害等の巡回指導）モデル事業開始

3 世田谷区の動向

- 平成19年 全区立小・中学校で特別支援教育開始

第2章 世田谷区におけるこれまでの取り組みの現状及び課題

1 取り組みの現状



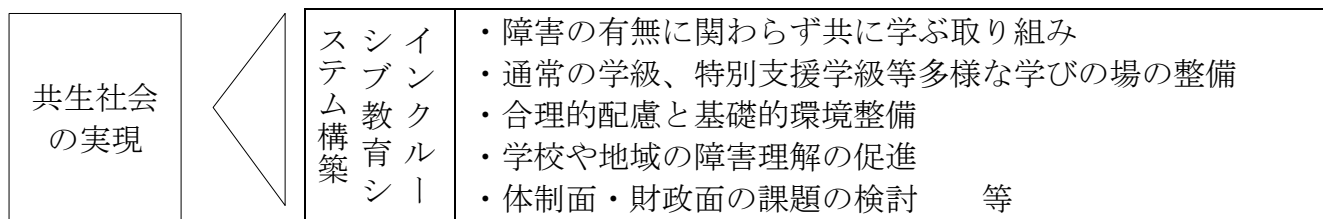
2 現状における課題

(1) 支援対象児童・生徒の増加への対応

特別支援学級の児童・生徒数				通常の学級	
	18年度	26年度	比較	発達障害の可能性のある児童・生徒の割合 (文部科学省調査)	
全体	626人	1,067人	1.7倍	平成14年度	6.3%
情緒障害(小)	122人	367人	3.0倍	平成24年度	6.5%
〃(中)	49人	111人	2.3倍		

情緒障害等の指導を受ける児童・生徒が増えている。

(2) 共生社会の形成に向けた対応



第4章 今後の特別支援教育の推進のあり方

リ: リーディング事業

考え方と取り組みの方向

1 推進の基本的な考え方

- (1) 共生社会の形成に向けた教育環境づくり
- (2) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進
- (3) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の充実
- (4) 障害理解の推進
- (5) 関係機関（げんき、特別支援学校等）、地域と連携した継続的な支援の充実

2 特別支援教育の推進体制

- (1) 学校における支援体制
 - ① 「校内委員会」の活性化と「特別支援教育コーディネーター」機能の充実
 - ② 通常の学級における支援
 - ・学校包括支援員派遣の拡充 **リ**
 - ・非常勤講師の派遣
 - ・「特別支援教室」における支援の充実
- (2) 校外から学校を支援する体制
 - ・(仮称)教育支援チーム（臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家）の創設 **リ**
 - ・外部機関活用のための情報提供

3 早期からの教育相談、就学相談

- ・教職員、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門性の活用
- ・保護者の意向の十分な把握と保護者への丁寧な説明・情報提供
- ・就学前機関と小学校とをつなぐ「就学支援シート」の活用

4 特別支援学級における指導・支援

- (1) 特別支援学級（固定学級）における指導・支援
 - ・特別支援学級支援員の拡充
 - ・医療、心理、福祉、教育等の学識経験者の派遣
- (2) 特別支援学級（通級指導学級）における指導・支援
 - ・通級指導学級の指導を在籍校で活用する取り組み
- (3) 特別支援学級の整備
 - ・地域バランスの確保や学級規模の適正化に向けた整備
- (4) 東京都の「特別支援教室」構想への対応
 - ・小学校「特別支援教室」の実施準備 **リ**
 - ・情緒障害等の指導・支援のあり方の検討（固定学級設置等） **リ**

5 特別支援教育を充実させるための教員の専門性向上と教材・教具の充実

- ・教員研修、教員への助言等の充実
- ・タブレット型情報端末を活用した授業のモデル実施 **リ**

6 障害理解の推進と交流及び共同学習の推進

- ・交流及び共同学習の事例の情報提供
- ・副籍制度を早期から活用した交流

7 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」への対応

- ・「合理的配慮」への取り組みと理解・認識の共有化
- ・段階的な「基礎的環境整備」の充実

第3章 第2次世田谷区教育ビジョンと本検討委員会の位置づけ

1 第2次世田谷区教育ビジョン（平成26年～35年度）の考え方

2 検討委員会の位置づけ

教育ビジョンを踏まえ、学識経験者の助言もいただきながら、実務レベルでの検討。

第5章 検討の継続

障害者差別解消法に基づく国の方針など、特別支援教育や障害福祉についての国や東京都の動向を今後も注視しながら、検討を継続していく。